

# I 遙かなる弥生世界が映る～国のたから重要文化財と青谷上寺地遺跡の出土品～ —重要文化財指定記念講演会の記録—

横須賀 倫達<sup>1</sup>

1 文化庁文化財第一課

## 1 はじめに

皆さんこんにちは。今日はお集まりいただきましてありがとうございます。

思い起こせば、もう4年前の平成27年に、最初に青谷にお伺いしまして、この会場くらいの広さの会議室に並べていただいた出土品を、このあと司会していただく君嶋さんにレクチャーを受けながら拝見いたしました。その時の感想は、これは（調査に）一体何年かかるんだろうということでしたが、この7月に無事、重要文化財に指定されたということで、私も大変喜んでるところです。

今日の話は、大きく二本立てでいきたいと思えます。まず最初は重要文化財とは一体何か、どういうプロセスを経て重要文化財になるのかというお話、もうひとつは青谷上寺地遺跡の出

土品がどういうポイントで、どういうところが評価されて重要文化財に指定されたのかというお話です。

## 2 重要文化財について

### (1) 重要文化財とは

まずひとつめのお話についてです。最初にいきなり法律の話が出てきてしまって大変恐縮なんですけど、重要文化財というのは文化財保護法という法律で規定されております。この法律で定める文化財とは何かということが第2条で定められておりまして、この度指定された青谷上寺地遺跡出土品はこの中でも考古資料というカテゴリーになります。そして第27条では、この有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができることとされており、さらにそ

重要文化財指定記念講演会  
**魅力発見！ 弥生のブランド**  
—鳥取県青谷上寺地遺跡出土品—

**日時** 2019年9月14日(土)  
午後1時30分から午後3時30分まで

**会場** とりぎん文化会館 第1会議室  
(鳥取市尚徳町101番地5)

**主催**  
鳥取県

**構成**  
【第一部 講演】午後1時30分～午後2時30分  
「遙かなる弥生世界が映る  
～国のたから重要文化財と青谷上寺地遺跡の出土品～」  
横須賀倫達氏(文化庁文化財第一課 文化財調査官)

**【第二部 対談】**午後2時40分～午後3時30分  
「魅力発見！ 弥生ブランド～青谷上寺地遺跡出土品～」  
横須賀倫達氏、鳥取県職員

**定員**  
150名(受講無料)

**申込期限**  
2019年9月9日(月)

**申込方法**  
下記まで電話、ファクシミリ、メールにて事前にお申込みください。  
(会場に余裕がある場合のみ当日入場が可能です)

鳥取県地域づくり推進部文化財局  
とっとり弥生の王国推進課青谷上寺地遺跡整備室  
電話 0857-85-5011  
ファクシミリ 0857-85-5012  
メール tottori-yayoi@pref.tottori.lg.jp

文化庁 日本橋

2019年度文化庁文化遺産活用推進事業

図1 ポスター



写真1 横須賀 倫達 講師



写真2 会場の様子

の中でも特に価値の高いものを国宝にできるという仕組みになっているわけです。

文化財が、どういうもので成り立っているかというのを示したのが図2になります。有形文化財というのが先ほどご紹介した考古資料が含まれる美術工芸品や建造物が入るカテゴリーで、その中から重要なものを重要文化財、さらに特に重要なものを国宝と呼んでいます。青谷上寺地の現地の遺跡というのは記念物のなかの史跡というカテゴリーになります。史跡というのは有形文化財に対応させると重要文化財と同格でして、さらに特別なものは国宝に相当するものとして特別史跡という名前がつきます。文化財のなかで皆さんになじみの深いものは、天然記念物かと思いますが、これも記念物のなかの重要文化財に対応するもので、その中でも国宝級のものが特別天然記念物というように、有形文化財と同様の仕組みで成り立っているというわけです。ちなみに、いわゆる人間国宝と呼ばれるものは無形文化財のなかの重要無形文化財になりまして、すぐれた技術を持った方の、その技術に対して指定するものです。

次に、有形文化財にはどのようなものが含まれるかを少し紹介していきます(図3)。絵画資料というのは分かりやすいところかと思いますが、実は有名な高松塚古墳の壁画は、考古資料としてではなくて、絵画資料として非常に優れているもの、かつ歴史的価値が高いものということで、こちらで指定を受けております。絵画資料として指定されたものとしては最古になりますね。

彫刻は仏像・神像・狛犬・能面など、工芸品

は漆工品・焼き物・甲冑や刀剣類・染色品などが含まれます。古文書や書跡・典籍は、昔のお手紙だとか、歴史的な本だとか、そういった類のものが、このカテゴリーに入ります。

そのほか難しいところだと、歴史資料というカテゴリーがあります。これは今まで紹介したカテゴリーのどこにも含まれないけれども歴史的に非常に価値の高いものという位置づけになります。面白いのが太閤検地で用いられた検地尺が指定されていたり、国宝ですと伊能忠敬関係資料は地図だけじゃなくてその測量具なんかも含めて、この歴史資料で指定されています。

少し難しい話になってしまうんですけども、青谷上寺地遺跡の出土資料は考古資料なのですが、美術工芸品のカテゴリーに入ってしまうんです。したがって青谷上寺地遺跡の出土資料には、古人骨も含めて様々なものがありますけども、その中で今回指定になったのはいわゆる人工遺物、つまり人の手が加わった工芸品ということになります(図4)。我々が指定に携わっている範囲ってというのは、一部伝世品なんかも含めますけども、遺跡から出てきた埋蔵文化財の中でも人工的に作られたものを指定しているということになります。

## (2) 指定のプロセス

次に、今回の青谷上寺地遺跡出土品の指定を例に、どういうプロセスを経て重要文化財になるかというお話に移ります(図5)。まず、最初に調査(写真3)というのを行いますが、先ほど申しましたように最初に青谷に伺ったのが平成27年で、一体いつになったら終わるんだ

### 文化財保護法(抜粋)

#### 第2条(文化財の定義)

この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの。並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

#### 第27条

文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

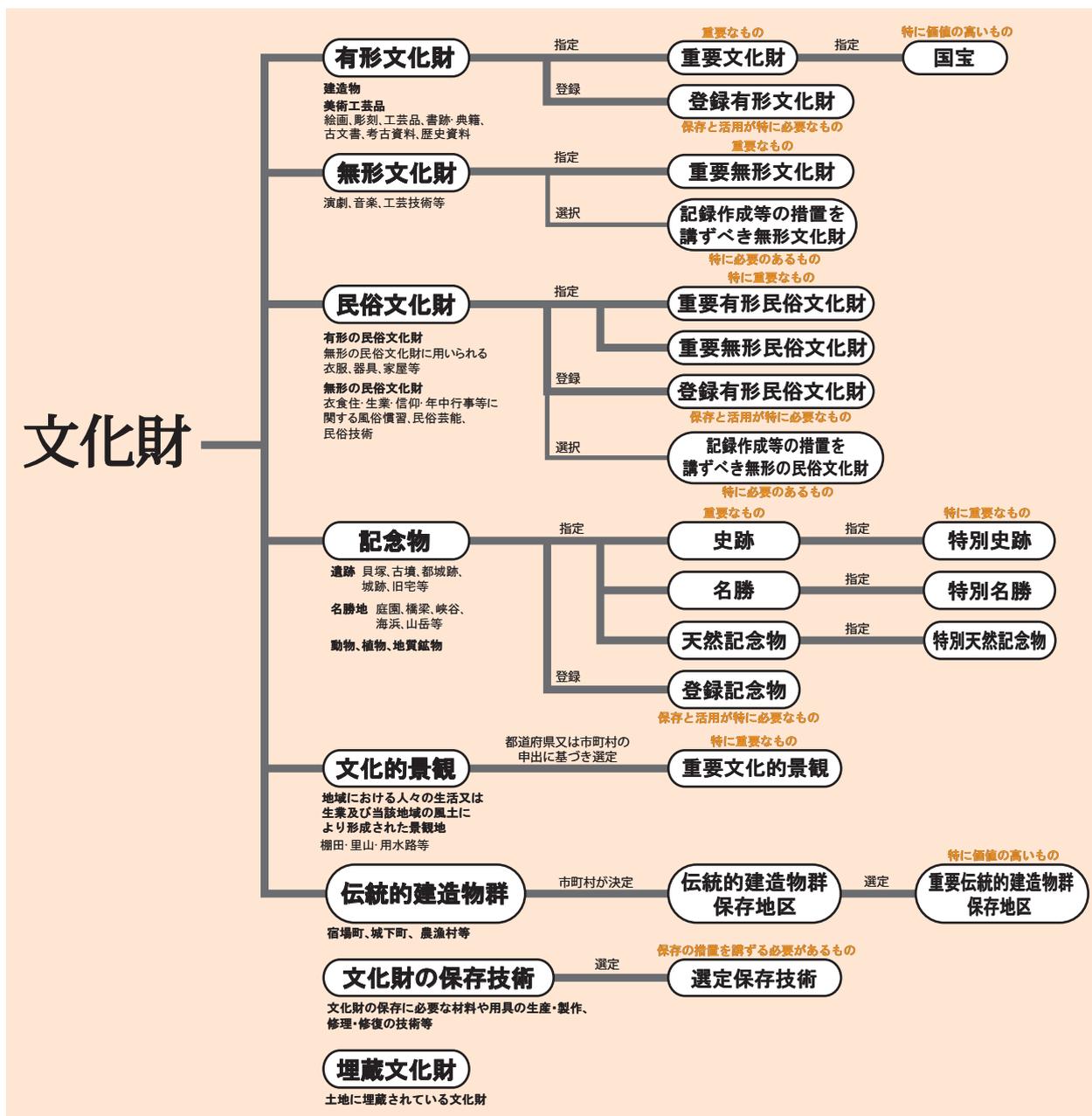


図2 文化財の体系図

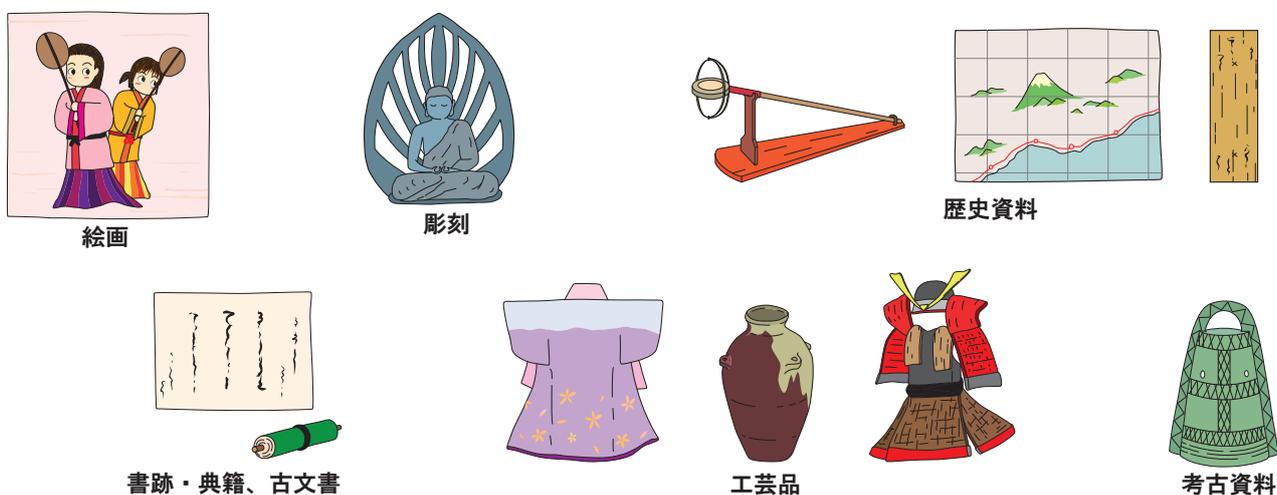


図3 有形文化財・美術工芸品のカテゴリー

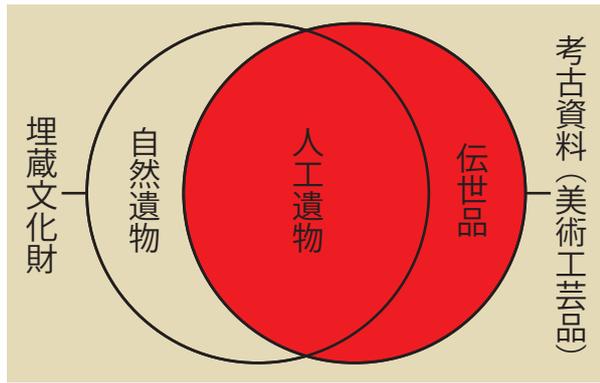


図4 美術工芸品としての考古資料とは



写真3 調査の様子

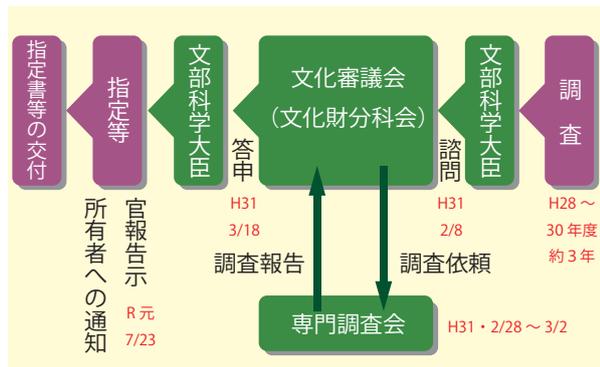


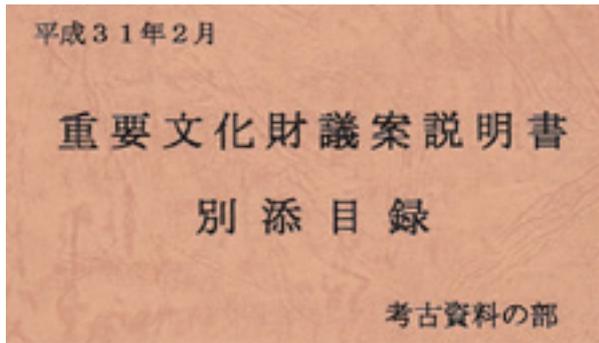
図5 文化財の指定・選定・登録を受けるまで  
(赤字は青谷上寺地遺跡出土品の指定に係る経過)

ろうと思いながら調査が始まったんですけども、本当におかげさまで3年ほどかけて平成30年度の終わりにまとめることができました。その調査の中身を後で述べる専門調査会で実際に使った議案説明書の別添目録(図6)で説明します。目録の一番上に指定の正式名称である「鳥取県青谷上寺地遺跡出土品」のタイトルがあり、その下にこういったものが入ってるかという一つ書きというものが続きます(同(2))。基本的には全部材質ごとに並んでまして、一番上に出土品の代表的なものである木器・木製品がきております。次にリストが続きまして、どういう大きさか(法量)、どのぐらい残ってるのか(残存率)、そしてどういう形でどういう特徴があって、どこが欠けてるのか(品質形状等)、出土地点はどこかというような情報が入っています(同(3))。1353点の1点ずつについてこのような調査を行いリストを作成してきました。

その調査成果を文部科学大臣から、国が定め

た文化審議会というところに重要文化財として指定してよろしいですかという諮問(しもん)をするんです。そうするとこの文化審議会が、専門家集団が集まっている専門調査会というところに、審査を依頼します。これが平成31年の2月末でした。その専門調査会には美術工芸品の分野の70人ほどの専門家のうち、考古学を専門としている10名ほどの大学の先生などで構成されている考古資料部会があり、審議はここで行われます。そこで我々文化庁が何をしたかといえば、青谷上寺地遺跡の出土資料をお借りして、重要文化財としてふさわしい、こういう価値があるんだと10名の先生たちにプレゼンテーションをして審議していただいたわけです。そして、これは重要文化財にふさわしいものだという結果が報告としてもう1回文化審議会というところに帰る、さらに文化審議会は諮問した文部科学大臣に対して、これは重要文化財としてふさわしいものであるという答えを出す。これが答申と呼ばれるものです。それが出たのが今年(平成31年)3月18日になります。その答申が出た後、つい先日の7月23日に官報というもので示され、そこで初めて重要文化財への指定が効力を発揮するようになったわけです。

これが答申の時の新聞記事になりますね(図7)。そして無事に答申が出た後、お披露目という意味を込めましてゴールデンウィークに上野の東京国立博物館で新指定国宝・重要文化財展というものを行い青谷上寺地遺跡の資料も並べて、全国の皆様に見ていただきました(写真4)。



(1)

3. 鳥取県青谷上寺地遺跡出土品 鳥取県 鳥取県歴史文化センター青谷調査室保管

1. 木器・木製品	435点
1. 骨角牙貝製品	339点
1. 織物製品	4点
1. 金属製品	145点
1. ガラス製品	54点
1. 石器・石製品	231点
1. 土器・土製品	145点
(内訳)	
1. 木器・木製品	435点
高杯	29点
蓋	4点
桶形容器	9点
容器	49点
棺物	5点
遺物残欠	3点
楯	11点

(2)

1. 木器・木製品 435点

番号	名称			数量	単位	所在地	出土層	出土時期	出土状況	備考
	品名	材質	形状							
1	010-01	杉	2.0	1	点	鳥取県青谷上寺地遺跡	1-100	縄文時代	高杯	1
2	010-02	杉	0.1	1	点	鳥取県青谷上寺地遺跡	1-100	縄文時代	蓋	1
3	010-03	杉	0.1	1	点	鳥取県青谷上寺地遺跡	1-100	縄文時代	桶形容器	1
4	010-04	杉	0.1	1	点	鳥取県青谷上寺地遺跡	1-100	縄文時代	容器	1

(3)

図6 重要文化財議案説明書別添目録

(3) 国宝・重要文化財に指定された鳥取県の考古資料

青谷上寺地遺跡の資料についてはこの後詳しく見ていきたいと思いますので、次は考古資料の指定品として皆さんに身近なものは何があるのかということで、鳥取県関係のものを調べて参りました(表1)。

なんと国宝になっているものがございます。写真5の伯耆一宮 経塚(湯梨浜町)出土品で



図7 日本海新聞(平成31年3月19日)



写真4 重要文化財指定展の様子

すね、この<sup>きょうつつ</sup>経筒には文字がたくさん刻まれてるわけですがそこにも康和5年(1103年)の記年銘があるということで、12世紀初めという平安時代後期のなかでも割と古い時期に作られたものというのがはっきり分かるわけですね。<sup>こんどうかんのん ぼ さつりゅうぞう</sup>金銅観音菩薩立像とか<sup>どうぞうせんじゆかんのん ぼ さつりゅうぞう</sup>銅造千手観音菩薩立像、<sup>どうぼんせんこくみろく ぼ さつりゅうぞう</sup>銅板線刻弥勒菩薩立像はこの傍らに埋められていたものです。この菩薩像は経筒よりもっと古くて、もしかしたら7世紀、白鳳時代ぐらいまでさかのぼるかもしれないもので、金工品の立場からしても非常に優れたものといえます。これらは一括というかたちで国宝に指定されています。残念な点はこれらは今、鳥取県ではなくて東京国立博物館に寄託されていて地元にはないということです。

それでは重要文化財の方を見てみたいと思います。写真6は三角縁神獸鏡(南部町、普段寺一号墳出土)といって、皆さんよくご存知かもしれませんが、卑弥呼が魏の国からもらってきたという説もある鏡で、縁が三角形になって

いて神様と聖なる神獣が模様として鑄出されています。鏡としてはもう一点、倉吉市の伯耆国分寺古墳出土から出土した夔鳳鏡があり、これは鳳凰が2体向きあったような図柄が描かれています。このふたつは古墳時代前期の古墳から出てきた鏡として指定されています。

写真7は今は鳥取市となっていますが合併前の福部村から出土した栗谷遺跡出土品です。西日本では縄文時代の資料の指定というのは珍しいんですが、平成6年にこれらの

資料が指定されてます。この特徴としては、杓子と呼んでいる匙類をはじめとする木工品や木の繊維を使った編み物状の製品が非常によい状態で残されているということです。

写真8は谷畑遺跡（倉吉市）から出土した古墳時代の祭祀遺物です。人とか動物とか鏡や土器などといったものを土で作ったミニチュアで本物の代わりに使ってマツリや儀式に用いたものです。見てるだけで楽しいこれらの資料は、倉吉博物館で見ることができます。

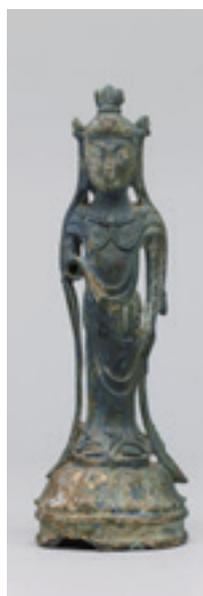
写真9は長瀬高浜遺跡（湯梨浜町）から出

表1 国宝・重要文化財に指定された鳥取県内出土の考古資料

		主名称	指定年	所有者	所在地・所蔵	時代	出土地	出土地域
国宝	①	伯耆一宮経塚出土品	S 2 8	倭文神社	東京国立博物館	平安	湯梨浜町	伯耆（東伯）
重文	1	伯耆国分寺古墳出土品	S 3 4	国分寺		古墳	倉吉市	伯耆（東伯）
重文	2	石製鷗尾	S 3 4	福樹寺		奈良	伯耆町	伯耆（西伯）
重文	3	石馬	S 3 4	米子市		古墳	米子市	伯耆（西伯）
重文	4	子持勾玉	S 3 8	鳥取県	鳥取県立博物館	古墳	湯梨浜町	伯耆（東伯）
重文	5	脚付子持壺形須恵器 / 子持壺形須恵器 / 鳥取県倉吉市三江上野遺跡出土	S 6 0	文化庁	倉吉博物館	古墳	倉吉市	伯耆（東伯）
重文	6	伯耆長瀬高浜遺跡出土埴輪	S 6 1	湯梨浜町	湯梨浜町立 歴史民俗資料館	古墳	湯梨浜町	伯耆（東伯）
重文	7	三角縁神獣鏡 / 鳥取県西伯郡会見町 普段寺一号墳出土	S 6 2	大安寺	鳥取県立博物館	古墳	南部町	伯耆（西伯）
重文	8	鳥取県野口一号墳出土須恵器	H 6	倉吉市	倉吉博物館	古墳	倉吉市	伯耆（東伯）
重文	9	鳥取県栗谷遺跡出土品	H 6	鳥取市	鳥取市歴史博物館	縄文	鳥取市	因幡
重文	10	鳥取県谷畑遺跡出土祭祀遺物	H 8	倉吉市	倉吉博物館	古墳	倉吉市	伯耆（東伯）
重文	11	鳥取県青谷上寺地遺跡出土品	R 元	鳥取県	青谷上寺地遺跡整備室	弥生	鳥取市	因幡



経筒



金銅観音菩薩立像



銅造千手観音菩薩立像



銅板線刻弥勒菩薩立像

写真5 伯耆一宮経塚出土品

土した埴輪<sup>はにわ</sup>の一括で、古墳時代中期、つまり5世紀ぐらいのもので面白い形をした形象埴輪<sup>けいしょうはにわ</sup>が出ています。埴輪<sup>はにわ</sup>というと武人埴輪<sup>ぶじんはにわ</sup>みたいな人の形をしたものを思い浮かべると思うんですけども、あれはもう少し後の時代、6世紀ぐらいにたくさん作られるようになるものです。長瀬高浜遺跡のはそれより前の埴輪<sup>はにわ</sup>で、人の埴輪<sup>はにわ</sup>のように見えるものも、兜<sup>かぶと</sup>と甲冑<sup>かっちゆう</sup>を埴輪<sup>はにわ</sup>で作ったものです。

写真10・11の野口一号墳<sup>のぐち</sup>（倉吉市）から出土した須恵器<sup>すえき</sup>は非常に面白いものですね。器台<sup>きだい</sup>とよばれる壺<sup>つぼ</sup>などを上に置くための土器<sup>どき</sup>ですが、写真10は蓋<sup>ふた</sup>坏<sup>つき</sup>という入れ物をたくさん置

いているような状態で全部一体で作っています。写真11の器台<sup>きだい</sup>も上に乗っているものも含め全部一体で作っているものです。馬に乗った人物が狩りをしている場面が形づくられていて、その後ろ側には相撲とりがいたりします。面白いことに、こういったモチーフは北九州、筑後地方での装飾壁画の絵柄のモチーフと割と共通していて、おそらくそこがルーツとしてた



写真6 三角縁神獸鏡（普段寺一号墳出土）



写真8 鳥取県谷畑遺跡出土祭祀遺物



写真7 鳥取県栗谷遺跡出土品



写真9 伯耆長瀬高浜遺跡出土埴輪



写真 10 鳥取県野口一号墳出土須恵器

どれるのではないかと思います。こちらも倉吉博物館で見ることができます。

もうひとつ、写真 12 は上野遺跡（倉吉市）から出てきた子持壺<sup>うへの</sup>で、本来器台の上に乗っていた壺を全部一体にして作っているものです。これは、この地方に特徴的なもので関東地方に持っていくと「何だこれは！」というこ



写真 11 鳥取県野口一号墳出土須恵器



写真 13 子持勾玉



写真 14 石馬



写真 12 脚付子持壺形須恵器、子持壺形須恵器



写真 15 石製鴟尾

とで大変喜ばれます。この遺跡からは子持壺が穴のなかから一括して見つかったということで、何らかの儀礼的な意味があったんだと思うんですが、非常に面白いですね。

写真 13 は大きい<sup>まがたま</sup>勾玉を二つ、さらに子どものような小さい勾玉を表面にいっぱいくっつけた子持<sup>こもちまがたま</sup>勾玉と呼ばれるもので、これも儀礼の道具だと思います。最近、江戸東京博物館で行われた玉類の展示で、私も実物を初めて拝見したところです。

写真 14 は米子市、淀江の<sup>せきぼ</sup>石馬ですね。埴輪で作る馬の例はたくさんあるんですけども、石で作る例というのは北九州の筑後地方に見られるもので、本州ではこれが唯一の例となります。先ほど野口一号墳出土須恵器についても、この筑後地方と関係があるんじゃないかというお話をしましたが、これもおそらくそういう脈絡でこちらの方に運ばれてきたものだと思います。なかなか遠い距離があるので、なんでそんなところと関係がと思われるかもしれないんですけど、おそらく海を通じて繋がってたんじゃないかというふうに私は考えているところです。

写真 15 は伯耆町の石製<sup>しび</sup>鴟尾です。鴟尾というのは、お寺だとか建物の上に飾りで載せるもので、本来は土で焼いて作るものです。こういうふうに重い石で作ってるものは群馬県にあるものとあわせて日本で 2 例しかなく、非常に貴重な資料です。

以上、身近な鳥取県内の例を見ていただきま

したが、国宝が 1 件、重要文化財が今回指定の青谷上寺地遺跡出土品を入れて 11 件ということになります。高校野球みたいな言い方になりますが、青谷上寺地遺跡出土品は谷畑遺跡出土祭祀遺物が指定された平成 8 年以来 23 年ぶり 11 回目の重要文化財指定ということになるわけです

さらに、これだけ指定品の数があるんですが、これらはほとんど伯耆のもので、青谷上寺地遺跡出土品は栗谷遺跡に次いで因幡では 2 例目ということで、そういった意味でも非常に貴重なものになったかなというふうに思っています。さらに、弥生時代の物で初めてというのは特筆される点であり、これから先どんどん増えることを私としては期待しております。

### 3 青谷上寺地遺跡出土品の指定のポイント

続いて、青谷上寺地遺跡の出土品の一体どういうところが評価されて重要文化財になったのかというところを、先ほど説明した議案説明書、つまり専門調査会で使ったプレゼンテーション時の説明書中の文書をご紹介します。ポイントに迫っていきたいと思います。

議案説明書(1)では、時代的には弥生時代前期後葉から古墳時代初頭、日置川<sup>ひおきがわ</sup>と勝部川<sup>かちべがわ</sup>により形成された沖積平野に位置しているという遺跡の説明、そして、どのような調査経過をたどってきたかという説明がされています。その中でも平成 20 年には史跡、つまり遺跡としての重要文化財指定が出土品より先にされている

#### 議案説明書(1)

本件は、鳥取県鳥取市青谷町に所在する青谷上寺地遺跡から出土した、弥生時代前期後葉から古墳時代初頭の出土品一括である。遺跡は鳥取県東部にあたる旧因幡国の西端に位置し、日本海に注ぐ日置(ひおき)川と勝部(かちべ)川により形成された沖積平野に立地する。国道九号青谷・羽合道路及び県道の建設に先立ち発見され、平成十(一九九八)年度から平成十三(二〇〇一)年度に財団法人鳥取県教育文化財団による発掘調査(第一次調査)が行われた。これにより、当遺跡が弥生時代の社会・文化などを知るうえできわめて重要であると認識され、平成十三(二〇〇一)年度以降は鳥取県埋蔵文化財センターによる遺跡の範囲・内容確認のための発掘調査(第二次調査以降)が行われた。この成果をもって、平成二十年(二〇〇八)三月に約十四ヘクタールが史跡指定を受けている。なお、発掘調査は平成三十(二〇一八)年度も継続中である(第十八次調査)。

ことが特筆されております。

議案説明書（2）ではまず、この遺跡の当時の立地環境について、古青谷湾と呼ばれる内湾（潟湖）に面していたと説明されています。これについては、鳥取県さんがつくった環境復元図（図8）が分かり易いと思います。波の穏やかな内湾、つまりラグーンに面した集落で、海へ出るのに非常に便利な場所にある。そして、背後には豊かな森があって、平野の一部を水田として活用していた。このような自然環境のなかで、この遺跡は弥生時代前期後葉に成立し、中期から後期にかけて繁栄したわけです。そして、有機質遺物や自然遺物がきわめてよい状態で出土しているなかで、今回指定されたのはリストアップされた1353点であると記されています。

議案説明書（3）からは、この1353点はど

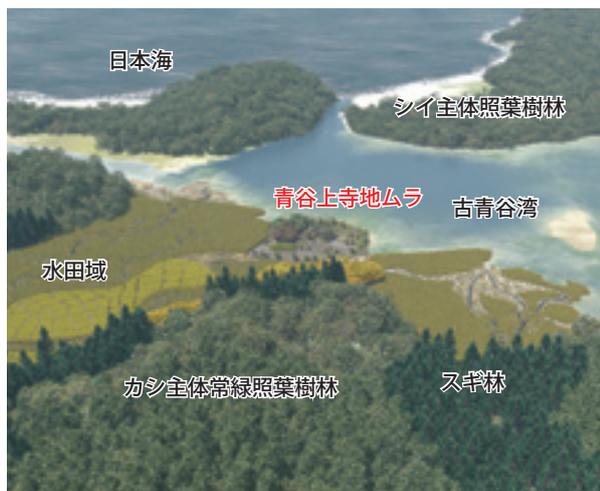


図8 青谷上寺地遺跡周辺の環境復元図

ういうものかという説明になります。まず最初に出てくるのは木器・木製品で、特に木製容器は、高い木工技術が存在したことを示すだけでなく、弥生時代後期の交易を知る上で非常に大事な資料であるということが特筆されています。

写真16が精巧な木製品の中でも、この青谷を代表する花卉高杯と呼ばれるものです。杯部つまり上の皿の裏に花びらのような模様といえますか造作がされているので、花卉高杯と呼んでおります。復元品では装飾的な飾り耳がつく、青谷上寺地遺跡を代表する木製容器の姿がよく分かります。

その他にも写真17のような、優美な曲線を描く形状の容器もあります。このスリットを入れるだけで大変な技術だと思います。

図9は土器と同じような模様の入った木製容器で、土器と木器のどちらが先に作られたのか気になるところです。土器の方は朱で赤く塗ってるんですけども、木器の方は酸化鉄を原料にしたベンガラという赤色顔料を使った赤漆と黒漆とで塗り分けて模様を描いた非常に美しいものです。こういった木製容器というのは高い木工技術によって作られた優れた品で、青谷上寺地がブランド品として供給したものと考えられます。

花卉高杯というのは図10に挙げた他の遺跡では1点とか、数点しか出てこないのですが、青谷上寺地遺跡ではたくさん見つかっているこ

### 議案説明書（2）

これら発掘調査により、当遺跡は、古青谷湾と呼ばれる内湾（潟湖）に面し、水田等の生産域を含めて約三十三ヘクタールの面積に及ぶこと、弥生時代前期後葉に集落が成立して同中期から後期にかけて繁栄したことが判明した。また当遺跡からは、建築部材を含む木器・木製品、骨角牙貝製品などの有機質遺物、人骨や獣骨、植物遺体などの自然遺物がきわめて良好な状態で出土しており、これらは当時の人々とそれを取り巻く環境を知るうえで多くの情報をもたらした。

本件は、平成十（一九九八）年度の第一次調査から平成二十三（二〇一一）年度の第十三次調査までに調査された一万八千六百三十三平方メートルの範囲から出土した、主要な遺物千三百五十三点で構成される。その内訳は、木器・木製品四百三十五点、骨角牙貝製品三百三十九点、繊維製品四点、金属製品百四十五点、ガラス製品五十四点、石器・石製品二百三十一點、土器・土製品百四十五点である。

とから、ここが生産拠点であって日本海を通して色んなところに供給されていたと考えられます。このように花卉高杯には、その流通の様相から弥生時代の交易関係が分かるという、非常に優れた学術的価値があります。

続いての絵画資料（写真 18）については、魚を描いたものや船団を表した資料について触れています。写真 18-4・6・8 が魚を描いた木製品で、同様のモチーフは土器（写真 18-1）や石（写真 18-7）にも描かれています。この魚は背びれが 2 本あるのでサメじゃないかという説が有力になっております。このような魚の意匠によってこの地方独特の精神文化を見て取れるということを経験としております。

写真 18-3 の船団の資料は、日本海を介した交易の時に、このように船団を組んで色んなところに行っていたんだろうということが分かる資料です。このように、これらの絵画資料というのは、なかなか考古学では明らかにすること



写真 17 スリットの入った木製容器



図 9 土器と同様の文様の入った木製容器



写真 16 花卉高杯（手前 2 点）とその復元品（左奥）



図 10 花卉高杯が出土している遺跡

### 議案説明書（3）

木器・木製品は農工具、漁撈具のほか、高杯などの容器、刀剣装具や盾などの武具、形代などの祭祀具など多彩である。特に容器には装飾を施した精巧なものが多くあり、高い木工技術の存在を示す。また、弥生時代後期には当遺跡がそれら精巧な木製品の供給元として機能したと推定され、当時の交易の実態を知るうえでも重要である。絵画資料には当地独特の意匠で魚を描いたものがあり、船団を表した資料とともに海との密接な繋がりが窺える。さらに垂木や壁板などの建築部材が多量にあることも特徴的で、これらは弥生時代の建物構造を具体的に表す資料である。

が難しい弥生人の精神文化なんかを考えていく上で非常に重要なものです。魚とか、船団が描かれていることによってこの青谷上寺地の集落が海と密接な繋がりがあったということが心の面からもよく分かります。

あと珍しいものとして、角がくるっと回ったヒツジのような動物が描かれている板（写真18-2）があります。魏志倭人伝を見て分かるように、ヒツジはこの当時日本にいなかったはずなので、謎の絵画ということになるかと思えます。

そのほかにも建築材なんかがたくさん出て、弥生時代の建物の構造が具体的に分かる資料がたくさん入ってますという説明がされております。

続いて議案説明書（4）は骨角牙貝製品・繊維製品・金属器についての説明となります。

多種多様な製品がある骨角牙貝製品（写真19）の中心となるのは漁撈具、つまり魚を捕ったり貝を採ったりする道具で、貝を採るあわびおこし（写真19-1）、魚などを突く鉗（写真19-20～24）やヤス（写真19-25～34）、釣

針（写真19-35～38）などがあります。面白いのは例えば釣針などあまり現在のものと形が変わらないことで、機能が優れたものというのは、この弥生時代から現在まで形が変わらず使われていることが分かります。これらの漁撈具の材料には、シカの角や骨が多く使われているわけで、森の恵みを使って海の恵みを採っていたということもいえるんじゃないでしょうか。

狩猟具には、鏃（写真19-12～15）と、弓を握る部分の拵（写真19-8）、弓の上下に着く弭（写真19-5～7）があります。装身具には、櫛（写真19-16）だとか、へら（写真19-19）、刀などの柄頭となる飾り（写真19-17）などがあり、これらも青谷上寺地遺跡に特徴的な優れたものとして挙げるができるかと思えます。

写真20の卜骨は占いの道具になるわけですが、これが非常にたくさん出土していて、その集められたような出土の仕方が、韓国の靉島遺跡（図11）と非常に似ていることで、おそらく共通する何かがあるんだろうということが分かっております。靉島遺跡というのは、漢（当



写真18 絵画資料

議案説明書（４）

骨角牙貝製品は漁撈具を中心として、装身具、武具、祭祀具などで構成される。このうちト骨はきわめて多量で、その集積した出土状況は韓国靑島（ヌクト）遺跡の出土例との共通性が指摘されている。また、繊維製品のうちかごは編み方が復元できるものが多い。金属製品には貨泉、銅鏡、鑄造鉄斧及びその再加工品など、中国大陸、朝鮮半島に由来するものが多く含まれ、彼地との交流を物語る。また、鉄斧、鑿、鑿などの鉄製品は、精巧な木製容器の製作工具としても重要である。



写真 19 骨角牙貝製品



写真 20 靑島式土器（上）とト骨（左下・右下）



図 11 靑島遺跡と青谷上寺地遺跡の位置



写真 21 星雲文鏡

時の中国)の出先機関である楽浪郡らくろうぐんと日本の地を結ぶ中継地点のような役割をしていたと考えられている遺跡です。先ほど紹介したあわびおこしも、シカの角の根元を残す特徴的な形が勒島遺跡のものと共通していますし、実際に勒島遺跡で使われていた土器も出土しています。そういったことから、日本海を介して、もしかしたら直接のやりとりがあったかもしれない、また勒島遺跡を介して朝鮮や中国、大陸とも繋がっていた可能性もあるんじゃないかということが言えます。

繊維製品のかごの後は、金属製品の説明が続きます。金属製品には、海外で作ったことがはっきりするようなものが出土しています。写真 21 の星雲文鏡せいうんもんきょうは、劉邦りゅうほうの建てた前漢ぜんかんと呼ばれる紀元前の中国で作られたもので鏡のなかでもかなり古いものになり、青谷上寺地遺跡のこの資料は本州で唯一の出土例となります。写真 22 の貨泉かせんは前漢を倒した王莽おうもうが建てた新しんという王朝で作られたお金で、こういったものも入ってきてます。写真 23-2 は朝鮮半島で作られたちゅうどう鑄造の鉄斧です。当時は、非常に鉄が貴重だということで、写真 23-1 のように解体して側面を細かく再加工して斧として再利用しているものもあります。こういった中国大陸、朝鮮半島からもたらされた金属器は、当時最先端の大きな村があった北九州を介してそこと繋がっていたことを示す資料です。

また、写真 23 の工具類には細かい工具類な



写真 22 貨泉

んかも含まれていまして、精巧な木製品の作成に使われた道具だったんだらうということで重要とされております。復元した工具が写真 24 になります。

議案説明書(5)では石器・石製品、他地域の土器、絵画土器などについて説明されています。

石器・石製品のなかでも特に重要とされているのが玉類と玉作関連資料です。先ほどふれた花卉高杯などの木製容器は弥生時代後期のものなのですが、その前の中期は玉類がこのブランド品だったのです。写真 25 の玉作関連資料は材料から使った道具まで揃っており、図 12 に示した一連の製作工程が復元できる資料になります。また、この原材料は小松市の八日市やちじかた地方遺跡の方から輸入してきたものであり、完成した管玉を北九州の方に輸出して朝鮮半島から手に入れた金属製品をこちらの方に持ってきたという交易のルート(図 13)が復元できるということです。

このような活発な人の行き来は、出土する土器に先ほどふれた朝鮮系のものだけでなく、日本国内のあらゆる地域のものが含まれていることからよく分かります。

絵画土器については先ほどご紹介したところですが、祭祀関連遺物(写真 26)も楽器、形かた代、武器武具、銅鐸どうたたく、彩色土器など多種多様なものが出土していて、多様なお祭りが行われていたことが分かります。写真 26-5 はマジカル



写真 23 鉄器（工具類）



写真 24 復元工具

な文様が入った盾、写真 26-6 の琴は弥生時代の琴としてはこれほど完全に近い形で復元できる例はない貴重なものです。写真 26-11 ～ 19 はミニチュア品や模造品、形代で舟のミニチュ

ア（写真 26-18・19）や、銅剣を模造した骨角器（写真 26-17）、戈を模造した木製品（写真 26-13）などがあります。

写真 26-7 ～ 10 の分銅形土製品は瀬戸内からこの山陰にかけて特徴的に出土する遺物です。

これらには、何に使われたのか分からないものも多くありますが、弥生人の心持を推察するのに必要な資料といえます。

議案説明書（6）では青谷上寺地遺跡出土品の学術的価値についてまとめられています。青谷上寺地遺跡が手工業を基盤とした製品供給の拠点であった点は花卉高杯や玉作関連資料の説明の中で触れてきたところです。ここでは、も

議案説明書（5）

石器・石製品は、石庖丁、石斧、石錘などの農工具・漁労具、石剣などの武器のほか、碧玉製管玉、水晶製小玉製作に関わる資料が多量にある。これら玉類や玉作関連資料は、玉が弥生時代中期における当遺跡の主要交易品であったことを示している。土器には朝鮮系無文土器のほか、瀬戸内・中国山地・近畿地方由来の資料が含まれ、各地との交流を具体的に表す。また魚や人物を描いた絵画土器は、分銅形土製品、土笛などの土製品とともに、当時の精神文化を考えるうえで貴重である。



写真 25 玉類・玉作関連資料

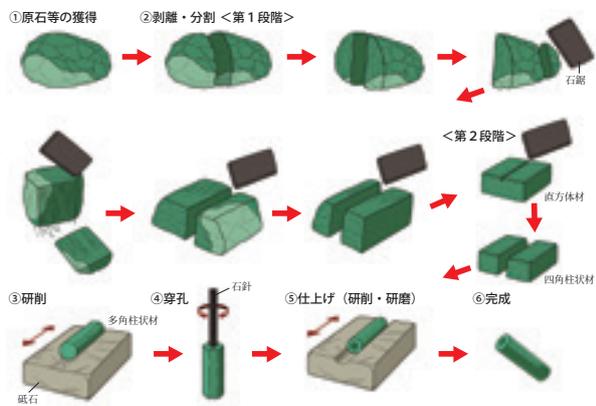


図 12 管玉の製作工程

うひとつ重要なこととして、弥生時代における社会的分業を示すものという説明がされています。つまり、弥生時代はみんなが農業に携わっていた農村というわけではなく、いろんな職業に携わった人がいた社会であったことを示すものであるということです。しかもこれらの出土品が非常に良い状態で残されていたことも特筆される点です。このような学術的価値の高さが指定基準にぴったり合うということで、今回重要文化財の指定となったわけです。



図 13 弥生時代中期の青谷上寺地遺跡を巡る交易

ただし、先ほどご説明したように青谷上寺地遺跡出土品は美術工芸品という扱いになってしまうので、残念ながら自然遺物というのは指定の対象から外れてしまうんです。ですから、人骨ですとか有名な弥生人の脳といった資料は重要文化財にはできないわけですが、決して重要なものじゃないということではありません。その中であって、写真 27 の銅鏃が刺さっている人の寛骨(腰の骨)は、鏃を指定することで、人骨として唯一、重



写真 26 祭祀関連遺物

要文化財に取り込むことができました。

#### 4 まとめ

青谷上寺地遺跡出土品は、弥生時代の指定遺物のなかで全国的にもトップクラスの出土量であり、専門工人による独自ブランドがあったということ、さらにそれをもって日本海を介したネットワークを使って色々なところと交易を行っていたことを示しています。さらに、非常に豊かな祭祀関連遺物は考古学では難しい弥生人の精神世界の解明に迫るものといえます。よくキャッチフレーズで使われますけども、まさに地下の弥生博物館、ここの資料を総ざらいで

見ると、弥生時代の姿が映ってくるような学術的に非常に優れた資料といえるかと思えます。

最後に、これら青谷上寺地遺跡出土品が発する現在へのメッセージについて簡単に触れておきます。ひとつは当時の人々が、非常に自然とうまく共生して、そこから得られるものを色々な形で利用しながら暮らしていたということです。もうひとつは、最近の地方創生の動きとも関わってきますが、ものづくりによって地域ブランドを確立して、独自に展開していたということですね。これは、当時のニーズを把握して、それを実行できるネットワークを構築していたという意味で非常に現代に示唆するところが大

#### 議案説明書（6）

以上、日本海を媒介として国内外との交易を示す多数の資料は、当遺跡が手工業を基盤とした製品供給の拠点であったこととともに、弥生時代における社会的分業の存在を示すものとして重要である。また、全体的にきわめて遺存状態も良く、その内容も豊富かつ多彩である。これらは、弥生時代における生業や生活、精神文化などの具体像を知るうえで欠くことができない一括であり、学術的価値が高い。

#### 【指定基準】

二、銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの



写真 27 銅鍬の刺さった寛骨

写真 15 伯耆町教育委員会より画像提供

その他 鳥取県とっとり弥生の王国推進課所蔵・作成

きいのではないかと考えております。

文化財保護法には、文化財の保存が適切に行われるように努め、国民としてもそれに協力してください、大切に保存するために活用に努めなさい、ということが定められています。我々も、皆さんも力をあわせて、今後ともずっと、この青谷上寺地遺跡の出土品を大事にしていきたいと思います。

【挿図・写真の出展】

図 5 議案説明書別添目録

図 6 日本海新聞 平成 31 年 3 月 19 日掲載、新日本海新聞社より掲載許可習得済

写真 5 東京国立博物館より画像提供、所有者より画像掲載許可取得済

写真 6 鳥取県立博物館より画像提供、所有者より画像掲載許可取得済

写真 7 鳥取市歴史博物館より画像提供、鳥取市指定保護文化財

写真 8・10～12 倉吉博物館より画像提供

写真 9 湯梨浜町教育委員会より画像提供

写真 13 鳥取県立博物館より画像提供

写真 14 米子市教育委員会より画像提供